

狂犬病予防集合注射実施します



【問合せ】環境保全課
☎ 072-958-1111
(内線 2844)

犬の飼い主は、「狂犬病予防法」により年1回注射を受けさせる義務があります。
最寄りの注射会場、あるいはかかりつけの動物病院で必ず注射を受けさせてください。

狂犬病予防集合注射実施日程表 [料金] 3,300円 (内訳: 注射費用 2,750円、済票交付手数料 550円)

| 実施日 | 時間 | 会場 |
|----------|---------------|--------------------|
| 4月11日(火) | 9:30 ~ 9:50 | 碓井4丁目公園 (西名阪高架下) |
| | 10:10 ~ 10:30 | 王水町会館前 |
| | 13:30 ~ 13:50 | 西浦1丁目公園 (ローレルコート横) |
| | 14:10 ~ 14:30 | 白鳥神社東側 (古市1丁目) |
| 4月12日(水) | 9:30 ~ 10:00 | 陵南の森総合センター図書館車庫前 |
| | 10:20 ~ 10:50 | 島泉集会所裏側駐車場 (島泉5丁目) |
| | 13:30 ~ 13:50 | 東除公園 (南恵我之荘3丁目) |
| | 14:10 ~ 15:00 | 羽曳野市支所裏駐車場 |
| 4月13日(木) | 9:30 ~ 9:50 | 飛鳥出荷場 |
| | 10:20 ~ 10:40 | 石川プラザ第2駐車場 |
| | 13:30 ~ 13:50 | 丹治はやプラザ自転車置場 |
| | 14:10 ~ 14:30 | 郡戸共栄公園 |
| 4月14日(金) | 9:30 ~ 10:00 | ベビーハウス社協駐車場(高鷲9丁目) |
| | 10:20 ~ 10:40 | 高之羽公園 (高鷲3丁目) |
| | 13:30 ~ 13:50 | めぐみ公園 (しなづせせらぎの道) |
| | 14:10 ~ 14:30 | 西川公園 (恵我之荘2丁目) |
| | 14:50 ~ 15:10 | むつみの集会所公園 |

| 実施日 | 時間 | 会場 |
|----------|---------------|--------------------|
| 4月18日(火) | 9:30 ~ 10:00 | 広瀬神社 |
| | 10:30 ~ 10:50 | 尺度公民館前 |
| | 13:30 ~ 14:00 | 羽曳が丘10丁目公園 |
| | 14:20 ~ 14:40 | 河原城会館前 |
| 4月19日(水) | 13:30 ~ 13:50 | 城山会館前 (古市6丁目) |
| | 14:10 ~ 14:40 | 西浦公民館前 |
| | 15:00 ~ 15:20 | 市民体育館前 (西浦1047番地) |
| 4月20日(木) | 9:30 ~ 9:50 | 野々上府営住宅東側公園 |
| | 10:10 ~ 10:40 | 野々上公民館前 |
| | 13:30 ~ 13:50 | 桃山台1号公園 (1丁目) |
| | 14:10 ~ 14:30 | 羽曳山上印公園 (はびきの4丁目) |
| 4月21日(金) | 9:30 ~ 9:50 | 羽曳が丘ネオポリス公園 (西5丁目) |
| | 10:10 ~ 10:30 | 羽曳が丘西中公園 (西3丁目) |
| | 13:30 ~ 13:50 | 羽曳が丘南公園 (7丁目) |
| | 14:10 ~ 14:30 | 羽曳が丘中公園 (3丁目) |
| 4月22日(土) | 14:00 ~ 15:00 | 市役所本庁議会議棟駐車場 |

※集合注射会場では犬の登録手続きを行う事ができませんので、市役所窓口での手続きをお願いします。

ごみ出しのルールをお守りください！

令和5年度のごみ収集表は、本庁、支所等、市出先施設にも置いておりますのでご利用ください。

- 週2回のもえるごみは一世帯二袋まで。
- 45リットルの透明もしくは白色半透明の中身が見える袋を使用。
- もえないごみなどで、小さなごみは中身のみ見える袋にまとめて入れてお出してください。
- 転居や整理整頓、植木剪定等に伴い多量にごみを出される場合は有料の扱いとなります。多量に出されている場合、無料の収集はしませんのでご了承ください。



分別せずに出されたごみが原因で、ごみ収集車両や柏野藤森クリーンセンターで火災、爆発事故が発生しています。特にスプレー缶は必ず穴をあけて資源ごみの日に出してください。また、割れたガラスや包丁は新聞紙に包むなどしていただき、ごみ袋に入れて「われもの」や「危険」などの張り紙をして、もえないごみの日に出してください。液体のものはごみとして出せませんのでご注意ください。

【問合せ】環境保全課
☎ 072-958-1111 (内線 2843)

令和5年度

下水道事業受益者負担金賦課対象区域のお知らせ

羽曳野市都市計画下水道事業受益者負担に関する条例に基づき、令和5年度下水道事業受益者負担金賦課対象区域を決定しました。

今回賦課対象になる区域は、

- 島泉3丁目の一部
- 伊賀6丁目の一部
- 向野1丁目の一部
- はびきの5丁目の一部
- 河原城の一部

賦課対象区域図は
下水道総務課
(市役所別館4階)で
閲覧いただけます。

羽曳野市では市民の皆様へ衛生的で快適な生活および河川環境の水質改善を図るため、公共下水道整備を促進し、現在約1,034ヘクタールの供用開始を行っています。

令和5年度は、新たに約1.9ヘクタールの下水道事業受益者負担金賦課対象区域を決定し、供用開始を行います。

令和5年度賦課対象区域の土地所有者の方には、受益者申告書を4月中に送付しますので、ご記入の上、返送をお願いします。

下水道事業受益者負担金とは・・・

公共下水道の利益を受ける方に建設費の一部を負担していただき、負担の公平を図るとともに、一日も早く計画的に公共下水道整備を進めるためのもので、敷地面積1平方メートル当たり450円を乗じた額をご負担していただきます。納付書は7月に送付します。

【問合せ】下水道総務課 ☎ 072-958-1111 (内線 2360)